

岐阜県との「大規模災害時における相互連携に関する協定」の締結について

西日本電信電話株式会社（代表取締役社長：小林 充佳、以下N T T西日本）は、岐阜県（知事：古田 肇）と「大規模災害時における相互連携に関する協定」を締結します。

1. 協定締結の目的

近年、岐阜県においても、台風等の災害による、倒木・電柱折損・飛来物での通信ケーブルや、引き込み線の切断等が多数発生し、通信サービスへの影響が拡大しています。

N T T西日本は、岐阜県で震度5強以上の地震及び風水害・雪害等による大規模災害発生時及び発生が予想される場合、岐阜県とN T T西日本が相互連携することにより、迅速な対応を図り、通信障害の早期復旧をめざします。

2. 日 時

2020年8月3日（月）13：30～

3. 場 所

岐阜県庁4階 第一応接室

4. 出席者

(1) 岐阜県知事 古田 肇（ふるた はじめ）

(2) 西日本電信電話株式会社 取締役 東海事業本部長 安部 真弘（あべ まさひろ）

5. 協定の名称

「大規模災害時における相互連携に関する協定」

6. 協定の内容

(1) 情報連絡員を、岐阜県災害対策本部へ派遣し情報収集を行う。

(2) N T T設備に関連して県管理道路の通行に支障をきたした場合には、相互に連携して通行の確保にあたる。

(3) 通信障害の早期復旧のため、道路の啓開作業が必要となった場合、N T T西日本から県に要請し、県が協力する。

(4) 暫定的な通信復旧機器の使用については重要性・緊急性を勘案し岐阜県と適宜協議を行う。

(5) 災害時に、県の保有用地等の使用が必要となった場合、N T T西日本から県に要請し、県が協力する。

(6) 岐阜県及びN T T西日本は保有する連絡・通信手段を使い県民に通信障害情報及び復旧見通しを県民に発信する。

(7) 岐阜県及びN T T西日本は双方が実施する訓練に積極的に協力する。

以上

ニュースリリースに掲載されている内容は、報道発表時のものです。

最新の情報と内容が異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。